

## 和歌山県役務提供等実績認定審査指針

(趣旨)

第1条 この指針は、県が調達する役務について、条件付き一般競争入札の入札参加条件の実績要件を満たさない者を実績要件を満たす者と同等かどうか認定審査するための確認事項を定め、よって、公正な入札の推進を図る。

(対象)

第2条 この指針は、和歌山県役務提供等実績認定審査事務取扱要領（平成25年制定）第7条に規定する申請条件を満たす者を対象とする。

2 定期認定審査会に申請できる者は、原則として、申請日以前5年間に1件以上の同種の契約実績を有する者とする。

3 随時認定審査会に申請できる者は、入札公告日以前5年間に1件以上の同種又は同種同規模の契約実績を有する者とする。

(指針の変更)

第3条 この指針の変更は、認定審査会に諮って定めるものとする。

(認定審査のための確認事項の内容)

第4条 認定審査するための確認事項の内容は、別表のとおりとする。

附 則

1 この指針は、平成25年4月2日から施行する。

2 和歌山県役務の提供等の契約に係る認定審査指針（平成20年制定）は、廃止する。

附 則

この指針は、平成27年11月24日から施行する。

附 則

この指針は、平成30年2月20日から施行する。

別表

項 目	確 認 事 項
申請日又は入札公告日以前5年間の契約実績の件数	同種又は同種同規模の契約実績が1件以上あること。
契約実績の業務内容と県が発注する業務内容との同等	契約実績の業務内容がその仕様書等から判るものであり、また、その内容が県の発注業務の内容（入札仕様書等で示されるもの）と同種であること。
契約実績の業務の履行	契約により業務が履行（完了）していること。（契約書の写し（履行期限又は履行期間が判るもの）又は履行証明書（別添様式）等）
契約実績の金額と県が発注する契約の金額との規模の同等	<p>契約実績の金額がその契約書等から判るものであり、また、その金額が県が発注する契約の金額と同等（同規模）であること。</p> <p>（同規模とは、その契約実績の金額が、県が発注する契約についての予定価格のおおむね50%以上のものであること。）</p>
その他競争入札参加資格の認定 関連	その他県が発注する契約の相手方として必要な要件を満たしていること。

注： 確認の対象とする契約実績は、その契約内容が申請者により支障なく履行（完了）されたものに限ることとする。